



平成16年 6 月 1 日 (火)
第 1 577 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

字の区域の廃止	(市 町 村 課)
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)
平成16年度保安林内立木伐採面積の許容限度	(")
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)
道路の供用開始	(")

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)
---------------------------	-------------------

正 誤

平成16年 4 月 13 日付け島根県報第1,563号中	(建 築 住 宅 課)
------------------------------	---------------

告 示

島根県告示第598号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、佐田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 6 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

簸川郡佐田町大字下橋波の字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
下橋波	大字下橋波の区域内のすべての字

島根県告示第599号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 3 に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 6 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年 3 月 6 日農林水産省告示第575号 (一に限る。)、平成14年 3 月 6 日農林水産省告示第573号 (一に限る。)、平成14年 2 月 27 日農林水産省告示第467号、平成13年10月16日農林水産省告示第1383号 (二に限る。)、平成12年12月 8 日農林水産省告示第1555号 (一に限る。)、平成12年 6 月 8 日農林水産省告示第802号 (一に限る。)、平成11年10 月15日農林水産省告示第1310号 (一に限る。)、平成11年10月15日農林水産省告示第1305号、平成11年 3 月 4 日農林水

産省告示第353号(一に限る。)、平成11年1月22日農林水産省告示第94号、平成11年1月22日農林水産省告示第93号(一に限る。)、平成9年12月9日農林水産省告示第1791号、平成9年9月5日農林水産省告示第1403号(一に限る。)、平成9年7月17日農林水産省告示第1163号、平成9年5月29日農林水産省告示第904号(三に限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第600号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第4項の規定により、平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成16年6月1日

島根県知事 澄 田 信 義

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	820.97
斐伊川	"	1,663.93
神戸川	"	1,792.87
大田地区	"	103.68
邑智地区	"	1,314.89
那賀地区	"	1,173.60
美鹿地区	"	3,288.72
隠岐	"	257.72
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	"	1.02
長浜地区	"	2.84
湖陵町	"	2.40
多伎町	"	0.71
大田市	"	0.60
仁摩町	"	0.36
温泉津町	"	0.02
江津東地区	"	1.98
江津西地区	"	0.88
浜田東地区	"	5.32
益田東地区	"	1.34
益田西地区	"	3.13
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.10
仁摩町	"	0.04
温泉津町	"	0.72
日原町	"	0.36

美保関町	魚つき保安林	7.27
島根町	"	1.00
鹿島町	"	0.04
平田市	"	1.46
大社町	"	9.45
大田市	"	4.50
仁摩町	"	2.62
温泉津町	"	2.78
江津市	"	0.44
浜田市	"	5.62
三隅町	"	2.30
益田市	"	1.60
西郷町	"	1.68
布施村	"	0.70
都万村	"	0.48
海士町	"	3.52
西ノ島町	"	1.92
知夫村	"	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	21.72
斐伊川	"	21.87
神戸川	"	34.93
大田地区	"	3.12
邑智地区	"	100.84
那賀地区	"	79.34
美鹿地区	"	98.08
隠岐	"	19.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	119.52
邑智・那賀・美鹿	"	43.09
隠岐	"	27.24

島根県告示第601号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 6 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
三隅町	平成12年度～15年度	73枚	2冊	折居東	平成16年 5 月24日
広瀬町	平成14年度～15年度	27枚	1冊	東 4	平成16年 5 月24日
美都町	平成14年度～15年度	20枚	1冊	笹倉 V	平成16年 5 月24日

佐田町	平成14年度～16年度	90枚	1冊	大呂2区 大呂3区	平成16年5月24日
佐田町	平成13年度～16年度	34枚	1冊	佐津目1区	平成16年5月24日
佐田町	平成13年度～16年度	32枚	1冊	中佐津目地区	平成16年5月24日
佐田町	平成14年度～16年度	58枚	1冊	佐津目2区	平成16年5月24日
佐田町	平成15年度～16年度	55枚	1冊	下佐津目地区	平成16年5月24日

島根県告示第602号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年6月1日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所及び支庁の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	匹見左鐙線	美濃郡匹見町大字紙祖イ1502番2地先から同大字イ998番4地先まで	前	メートル 4.50～ 11.00	メートル 286.00	益田土木建築事務所	道路改良工事
			後	8.60～ 27.80	286.00		拡幅
"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字下口羽1489番1地先から同大字1522番4地先まで	前	5.00～ 10.00	120.00	川本土木建築事務所	"
			後	10.00～ 20.00	120.00		"
"	松江鹿島美保関線	八束郡島根町大字野坂七反坪2897番1地先から同大字客土3060番1地先まで	前	5.00～ 27.00	396.00	松江土木建築事務所	"
			後	15.00～ 77.00	406.00		"
"	"	八束郡島根町大字野波客土3060番1地先から同大字字殿浦3700番地先まで	前 A	3.50～ 22.00	546.00	松江土木建築事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			A	3.50～ 22.00	546.00		
			後 B	12.50～ 64.00	320.00		
"	"	八束郡島根町大字野波字殿浦3700番地先から同大字字ミホシ4038番1地先まで	前	4.70～ 20.00	115.00	松江土木建築事務所	"
			後	46.00～ 61.00	74.00		拡幅
			前 A	4.50～ 17.00	102.00		"

"	"	八束郡島根町大字野波字ミホシ4038番1地先から同字3852番地先まで	後	A	4.50 ~ 25.00	102.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
				B	27.00 ~ 71.00	110.00		
"	"	八束郡島根町大字野波字ミホシ3852番地先から同字3858番8地先まで	前		5.00 ~ 10.00	72.00	"	
			後		27.00 ~ 62.00	50.00		拡幅
"	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字飯田字立石6番1地先から同字27番1地先まで	前	A	6.50 ~ 22.00	260.00	"	
			後	A	6.50 ~ 22.00	260.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			後	B	10.00 ~ 34.00	212.00		
"	"	隠岐郡西郷町大字飯田字ハケノ前1番1地先から同字22番3地先まで	前	A	5.00 ~ 17.00	137.00	"	
			後	A	5.00 ~ 17.00	137.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	15.00 ~ 35.00	91.00		"
"	"	隠岐郡西郷町大字飯田字ハケノ前29番4地先から同字32番6地先まで	前	A	6.00 ~ 18.00	138.00	"	
			後	A	6.00 ~ 18.00	138.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	11.00 ~ 32.00	107.00		"
"	"	隠岐郡西郷町大字飯田字ハケノ前34番4地先から同字33番3地先まで	前	A	6.00 ~ 11.00	83.00	"	
			後	A	6.00 ~ 11.00	83.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	11.00 ~ 28.00	66.00		"
"	"	隠岐郡西郷町大字飯田字ハケノ前43番1地先から同字45番2地先まで	前	A	7.00 ~ 11.00	126.00	"	
			後	A	7.00 ~ 11.00	126.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				B	11.00 ~ 31.00	70.00		"
"	"	隠岐郡西郷町大字飯田字ハケノ前43番3地先から同字39番1地先まで	前	A	6.00 ~ 12.00	135.00	"	
				A	6.00 ~ 12.00	135.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

			後 B	13.00~ 27.00	111.00	隠岐支庁	''
''	''	隠岐郡西郷町大字飯田字八ヶノ前39番1地先から同字66番地先まで	前	6.00~ 8.00	224.00		''
				後	12.00~ 37.50	221.00	拡幅
''	''	隠岐郡西郷町大字飯田字八ヶノ前59番1地先から同字75番2地先まで	前 A	6.00~ 24.00	570.00	'' 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後 A	6.00~ 24.00	570.00		
			後 B	13.00~ 47.00	312.00		
''	''	隠岐郡西郷町大字飯田字八ヶノ前77番地先から同町大字犬来字南張291番4地先まで	前	6.00~ 10.00	120.00	'' 拡幅	
			後	54.00~ 79.00	120.00		
''	''	隠岐郡西郷町大字犬来字南張291番4地先から同大字字野口349番5地先まで	前	4.00~ 10.00	449.00	'' ''	
			後	8.50~ 57.00	444.00		
''	''	隠岐郡西郷町大字犬来字野口349番5地先から同大字字田畔341番26地先まで	前	4.00~ 10.00	125.00	'' ''	
			後	9.00~ 35.00	120.00		
''	''	隠岐郡西郷町大字犬来字田畔341番26地先から同大字字センシ436番3地先まで	前	6.00~ 7.00	395.00	'' ''	
			後	6.00~ 32.00	386.00		
''	中村津戸港線	隠岐郡都万村大字津戸字木戸尻834番2地先から同大字字鷺の浦379番2地先まで	前 A	12.00~ 53.00	140.00	'' 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管	
			前 B	4.00~ 27.00	240.00		
			後 A	12.00~ 53.00	140.00		
''	''	隠岐郡都万村大字津戸字鷺の浦379番3地先から同大字字西小路6番1地先まで	前 A	8.00~ 75.00	845.00	'' 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 '' ''	
	前 B		4.00~ 20.00	1075.00			
	後 A		8.00~ 75.00	845.00			

島根県告示第603号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 6 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡横田町大字下横田104番 2 地先から同大字48番 3 地先まで	メートル 490.00	平成16年 6 月 1 日	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	
県道	匹見左燈線	美濃郡匹見町大字紙祖イ958番 3 地先から同大字イ998番 4 地先まで	254.00	平成16年 6 月 1 日	益田土木建築事務所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 6 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 5 月 21 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P C インストラクター協会

3 代表者の氏名

坂本朋美

4 主たる事務所の所在地

松江市東朝日町232番33

5 定款に記載された目的

この法人は、よりよい情報化社会に貢献する「人」に対して、I T 関連の知識や運用技術の習得を支援する事業を行い、広く健全なネットワーク社会を築く事により活力のある情報社会の推進に寄与する事を目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

正

誤

平成16年 4 月13日付け島根県報第1,563号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から 3	大字直江	大字上直江